

令和 2 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員



芦 監 報 第 10 号

令和 3 年 8 月 27 日

芦屋市長 伊 藤 舞 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

同 ひろせ 久美子

令和 2 年度 芦屋市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

## 令和2年度 芦屋市財政健全化等審査意見

### 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された令和2年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称）及び地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年8月17日まで

### 第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

## 1 概要

### (1) 健全化判断比率の状況

令和2年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかったため比率が算定されなかった。

(単位：%)

区 分	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.15	20.00
連結実質赤字比率	—	17.15	30.00
実質公債費比率	7.4	25.0	35.0
将来負担比率	97.7	350.0	

\*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

### (2) 資金不足比率の状況

令和2年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

なお、対象となる本市の特別会計は、都市再開発事業特別会計のみである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	経営健全化基準
都市再開発事業特別会計	—	20.0

\* 財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

## 2 各比率ごとの状況

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等（芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計）に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
実質赤字比率 (%)	= $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

#### ① 実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	1,515,885	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	85,609	(黒字)
合計	1,601,494	(黒字)

\*この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

#### ② 標準財政規模の算定

(単位：千円)

標準税収入額等	24,021,604
普通交付税額	0
臨時財政対策債発行可能額	0
合計	24,021,604

\*以降の連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

#### ③ 実質赤字比率の算定

以上により、令和2年度の一般会計等の実質収支16億149万円の黒字となり、実質赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]
$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

① 連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	1,515,885	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	85,609	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	156,547	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	101,202	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	28,809	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	104,201	(黒字)
都市再開発事業特別会計の資金不足(剰余)額	81,387	(資金剰余)
病院事業会計の資金不足(剰余)額	252,010	(資金剰余)
水道事業会計の資金不足(剰余)額	1,337,245	(資金剰余)
下水道事業会計の資金不足(剰余)額	946,300	(資金剰余)
合計	4,609,195	(黒字)

\*この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

② 連結実質赤字比率の算定

以上により、令和2年度の全会計の連結実質収支は46億920万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
	地方債の元利償還金 + 地方債の準元利償還金 - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
実質公債費比率 (%) (3か年平均)	= $\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{地方債の準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

#### ① 地方債の元利償還金・準元利償還金の内訳

(単位：千円)

地方債の元利償還金	4,298,075
準元利償還金	1,531,243

\* 地方債の元利償還金＝一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金

\* 準元利償還金＝一般会計から病院や水道，下水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち，公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

#### ② 特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

(単位：千円)

特定財源	1,917,755
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,666,744

\* これらは実質公債費比率の算定上，上記①の元利償還金から控除される要素である。

#### ③ 実質公債費比率の算定（上記①，②及び下記標準財政規模を算定式にあてはめ。過去2か年の単年度の実質公債費との3か年平均により算定する。

(単位：%)

令和2年度実質公債費比率（単年度）	5.82921
令和元年度実質公債費比率（単年度）	7.06653
平成30年度実質公債費比率（単年度）	9.34459
令和2年度実質公債費比率（3か年平均）	7.4
標準財政規模	24,021,604

以上の結果，令和2年度の実質公債費比率は単年度では5.82921%となり，3か年平均は7.4%と前年度に比べ3.6ポイント低下した。



④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因, 減少で比率の低下要因となる要素) (単位: 千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増減額
地方債の元利償還金	4,298,075	4,793,600	△ 495,525
準元利償還金	1,531,243	1,461,286	69,957
計	5,829,318	6,254,886	△ 425,568

(増加で比率の低下要因, 減少で比率の上昇要因となる要素) (単位: 千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増減額
特 定 財 源	1,917,755	1,894,018	23,737
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,666,744	2,910,906	△ 244,162
計	4,584,499	4,804,924	△ 220,425

【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因, 減少で比率の上昇要因となる要素) (単位: 千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増減額
標 準 財 政 規 模	24,021,604	23,429,646	591,958

(増加で比率の上昇要因, 減少で比率の低下要因となる要素) (単位: 千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,666,744	2,910,906	△ 244,162

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金（地方債）など、地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]
$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

##### ① 将来負担額の内訳

(単位：千円)

地方債残高①（一般会計）	51,591,084
地方債残高②（公共用地取得費特別会計）	1,731,100
債務負担行為に基づく支出予定額	4,050,844
他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額	10,835,450
組合負担等見込額	27,290
退職手当負担見込額	4,610,814
設立法人の負債額等負担見込額	56,118
将来負担額合計	72,902,700

##### ② 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

充当可能基金額	15,028,091
充当可能特定歳入	15,091,747
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,904,757
充当可能財源等合計	52,024,595

\* 充当可能財源等とは、基金など、将来負担比率の算定上、上記①の将来負担額から控除される要素である。

##### ③ 将来負担比率の算定（上記算定式にあてはめ）

(単位：千円)

将来負担額（上記①）	72,902,700
充当可能財源等（上記②）	52,024,595
標準財政規模	24,021,604
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,666,744
将来負担比率（%）	97.7

以上の結果、令和2年度の将来負担額は97.7%となり、前年度と比べ12.2ポイントの上昇となっている。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因, 減少で比率の低下要因となる要素) (単位: 千円)

項目	令和2年度	令和元年度	増減額
地方債残高① (一般会計)	51,591,084	48,713,922	2,877,162
地方債残高② (公共用地取得費特別会計)	1,731,100	1,817,700	△ 86,600
債務負担行為に基づく 支出予定額	4,050,844	5,073,981	△ 1,023,137
他会計地方債元金償還金に充 てる一般会計等負担見込額	10,835,450	10,333,842	501,608
組合負担等見込額	27,290	48,896	△ 21,606
退職手当負担見込額	4,610,814	4,723,099	△ 112,285
設立法人の負債額等 負担見込額	56,118	60,462	△ 4,344
計	72,902,700	70,771,902	2,130,798

(増加で比率の低下要因, 減少で比率の上昇要因となる要素) (単位: 千円)

項目	令和2年度	令和元年度	増減額
充当可能基金	15,028,091	14,505,719	522,372
充当可能特定歳入	15,091,747	15,613,007	△ 521,260
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	21,904,757	23,089,656	△ 1,184,899
計	52,024,595	53,208,382	△ 1,183,787

【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因, 減少で比率の上昇要因となる要素) (単位: 千円)

項目	令和2年度	令和元年度	増減額
標準財政規模	24,021,604	23,429,646	591,958

【増加で比率の上昇要因, 減少で比率の低下要因となる要素】 (単位: 千円)

項目	令和2年度	令和元年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,666,744	2,910,906	△ 244,162

## (5) 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
資金不足比率 (%)	$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (*)}} \times 100$

(\*) 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する額

① 令和2年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)

歳入 (ア)	236,522	
歳出 (イ)	155,135	
翌年度に繰り越すべき財源 (ウ)	0	
歳入地方債の現在高 (エ)	0	
解消可能資金不足額 (オ)	0	
土地収入見込額 (カ)	0	
事業の規模	8,419	
資金不足額 (ア) - (イ) - (ウ) - (エ) + (オ) + (カ)	81,387	(資金剰余)

以上の結果、令和2年度の都市再開発事業特別会計は81,387万円の資金剰余となり、資金不足は生じない。この場合、資金不足比率は算定されない。

### 3 むすび

令和2年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

令和2年度決算において、算出された**実質赤字比率**及び**連結実質赤字比率**は、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないため「―」で表示されている。

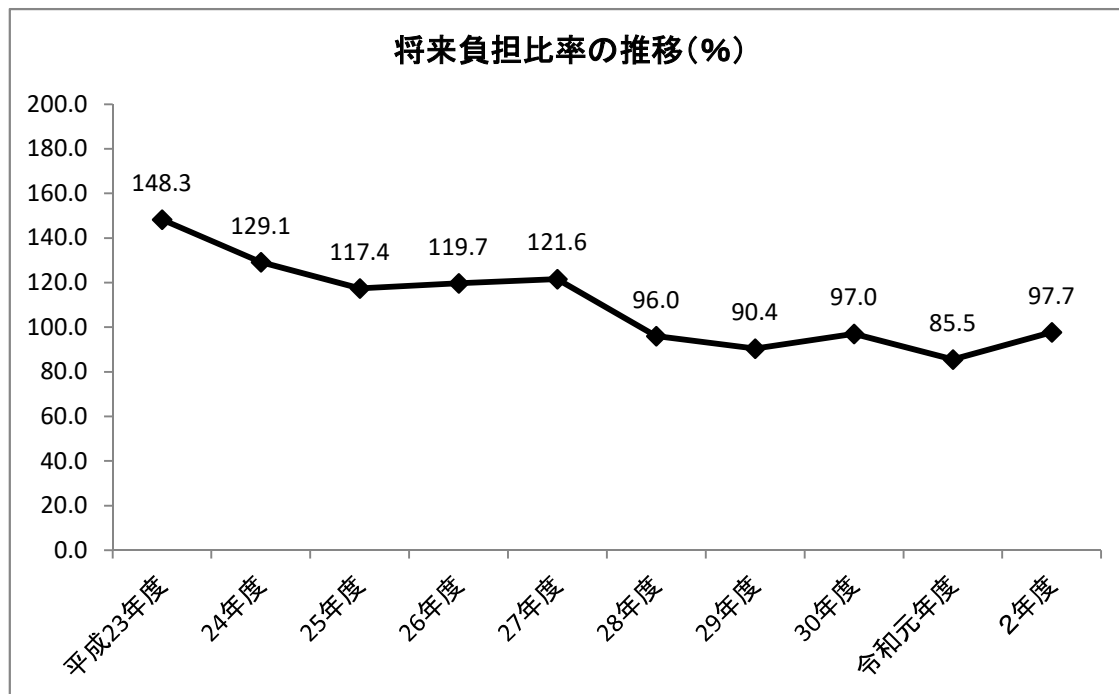
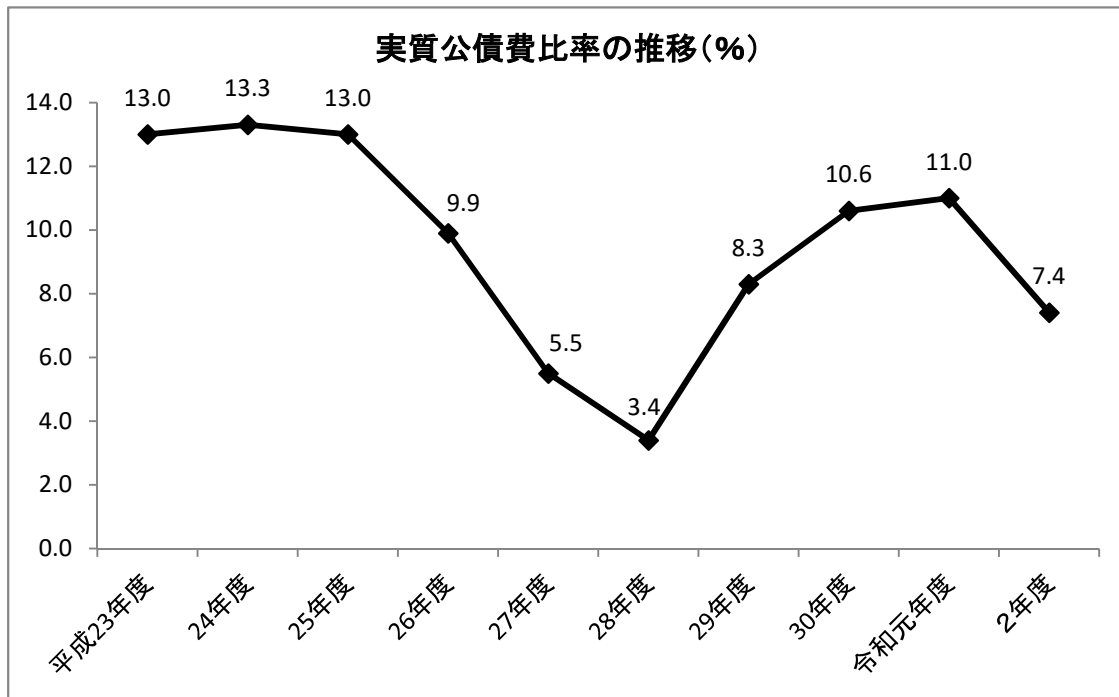
**実質公債費比率**については7.4%で、前年度より3.6ポイント低下（好転）している。これは、平成29年度に公共用地先行取得等事業債が満期を迎え、一括償還を行ったことで単年度の公債費比率が著しく上昇（悪化）し、平成29年度が算出の対象に含まれる平成29年度から令和元年度の実質公債費比率を押し上げていたが、今回、算出の対象外となったことにより、令和2年度の実質公債費比率は低下（好転）している。また、平成30年度から令和2年度にかけて元利償還金が減少していることもあり、単年度の実質公債費比率も漸減している。

**将来負担比率**については97.7%で、前年度より12.2ポイント上昇（悪化）している。これは、市立中学校建替え工事に係る中学校施設整備事業債及び認定こども園新設工事に係る認定こども園施設整備事業債を新たに借入れ、地方債の残額が増加したことによる。

法非適用企業に係る特別会計の**資金不足比率**については、資金の不足額を生じていないため「―」で表示されている。

芦屋市では、阪神・淡路大震災に係る復旧・復興事業により、市債残高が大きく増加したが、繰上償還の実施や借換え抑制等に取り組まれたことにより、市債残高をピーク時の半分以下にまで減少させたと聞いている。しかしながら依然として近隣市町に比べて高い水準にあることは否めない。今後は公共施設等の老朽化への対応が大きな課題になると思われるが、将来世代への負担についても留意の上、中長期的に安定した水準となるよう常に財政指標の分析をしていくよう努められたい。

(参考)実質公債費比率及び将来負担比率の10年間の推移



(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率					
一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質 公債費比率 ↓	↑ 将来 負担比率 ↓	
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 資金不足比率 ↓	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質 公債費比率 ↓	↑ 将来 負担比率 ↓	
		介護保険事業特別会計					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用 都市再開発事業特別会計					
		法適用					病院事業会計
							水道事業会計
下水道事業会計							
一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団						
	丹波少年自然の家事務組合						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
損失補償している団体	阪神福祉事業団						
	兵庫県信用保証協会						

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。